

被措置児童等虐待対応の手引き

～より良い支援を目指して～



平成26年3月

岡山県児童養護施設等協議会

はじめに

平成21年4月に施行された児童福祉法等の一部を改正する法律により、被措置児童等虐待防止に向けた枠組みが規定、制度化されました。

これを受け厚生労働省は、被措置児童等虐待防止対策の促進には、子どもの権利擁護の観点から、子どもが安心して生活を送り、適切な支援を受けながら、自立のための環境を整える取組を進めることが必要であるとし、『被措置児童等虐待対応ガイドライン』を策定しました。

岡山県においても、様々な事情により施設等で生活することを余儀なくされた子どもたちの人権を侵害する行為はあってはならないというガイドラインの趣旨を受け、平成22年3月に岡山県版のガイドラインを策定し、施設内で中心的な役割を担う基幹的職員を養成するための研修会や、子どもの権利擁護について施設職員等の意識向上のための研修の機会を設けるなど、被措置児童等虐待を防止するための取組を行っていましたが、残念ながら、平成24年度、県内の児童養護施設において、虐待の事実が確認されました。

今、施設等で暮らす子どもの約6～7割が被虐待児であり、また、情緒的問題や人間関係不調など様々な多くの課題を抱えていることから、児童に付き添う施設職員の心身への負担も日々大きくなっているという実態があります。こうしたことを踏まえ、岡山県児童養護施設等協議会では、施設職員の気持ちを少しでも和らげるために、施設内での被措置児童等虐待防止の取組を中心に、本書「被措置児童等虐待対応の手引き～より良い支援を目指して～」を策定することといたしました。

この手引きが被措置児童虐待防止に取り組む皆様の一助となれば幸いです。

平成26年3月

岡山県児童養護施設等協議会 会長 高橋昌文

